



# 広報 こそがわ

発行／編集 古座川町役場総務課／広報編集委員会 電話代) 0735-72-0180

2009

2

No.104



『とびだしません』 ～高池保育所において交通安全教室をおこないました～

## 古座川町消防団

### 出初式を盛大に開催

新春恒例の式典「古座川町消防団出初式」が1月4日(日)中谷享輔消防団長以下90名の消防団員と古座消防署員が参加し、役場前駐車場で盛大に開催されました。

睦智諭明神分団長の指揮により式典をとり行った後、分列行進で近くの河川敷に移動し、団員らが水しぶきを浴びながら一斉放水による水のアーチを披露しました。

なお、式典では次の団員が表彰されました。(敬称省略)

#### 和歌山県消防協会

総裁表彰(勤続20年)

班長 三栖 弘三

団員 村上 薫 (七川分団)

団員 松尾 守修 (三尾川分団)

団員 笹平 光芳 (七川分団)

和歌山県消防協会

東牟婁支部長表彰

副分団長 小原 周作 (三尾川分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)

班長 軸丸 経男 (明神分団)



班長 高尾 規明 (三尾川分団)

班長 堀 泰彦 (七川分団)

班長 下山 雅士 (七川分団)

班長 倉矢 敬範 (七川分団)

部長 佃 奈津代 (明神分団)

部長 池田 さとみ (高池分団)

部長 寺本 充子 (明神分団)

部長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

班長 松林 京子 (七川分団)

## 消防車庫完成

古座川町消防団高池分団

7月下旬から着工しておりました、消防団高池分団の消防車庫が平成20年12月に完成しました。

鉄骨平屋建てで、床面積は約110㎡、駐車場部分は約80㎡で建築費は約1812万円です。

建設にあたり、皆様のご理解とご協力を賜り、ありがとうございました。



【総務課】

## 住民基本台帳カード発行手数料

が無料に（期間限定）

平成20年5月1日から戸籍法改正により、戸籍謄本等交付申請時の「本人確認」が法律上のルールになっております。その際必要な顔写真付き本人確認書類のひとつとして、「住民基本台帳カード」があげられます。

年4月1日（平成23年3月31日）で無料になっております。（ただし、公的個人認証を希望される方は、別途500円が必要です。）顔写真付き本人確認書類をお持ちでない方は、是非この機会につくってみてはいかがでしょうか。

【住民福祉課】



## 空家情報を募集中

町では、地域活性化策の一環として、地域・産業振興委員会・県などと連携しながら、古座川町へ移住を希望する人達への支援を行っております。

それに際し貸したり、売ってもよい空家などの情報を提供してもらい、希望者へ紹介するという登録式の制度を設けています。

空家などをお持ちの方で貸したい、または売りたいとお考えの方は、まずはご相談ください。

【産業振興課】



## 住民票コード通知票の再発行が出来るようになりました

なりました

住民票コードは、平成14年8月に「住民票コード通知票」を送付してお知らせしていますが、紛失等の理由により住民票コードを確認できない場合で、必要とされる方には、住民票コード通知票を再発行いたします。手数料は無料です。

【住民福祉課】

## 井上秀隆副町長 退任

平成20年12月31日付けで井上秀隆副町長が、任期満了により退任されました。

井上副町長は昭和47年に町職員に採用され、平成17年1月より助役に就任、平成19年1月からは副町長を務められました。

在職中は、ふるさとバスの運行をはじめ数多くの業務に手腕を発揮されました。



退任式で花束を受け取る井上秀隆副町長

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母（または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方）に対して手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることと目的としています。

【住民福祉課】

## 65歳以上の公的年金受給者で

### 町県民税を納税されている方へ

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する町県民税の納付方法が変わります。

公的年金を受給されている、町県民税が課される方は、現在、納付書又は口座振替によりお支払いいただいています。今回の制度導入により、町県民税が公的年金から天引き（特別徴収）されることとなります。

#### ○対象者

平成21年4月1日現在、65歳以上で年額18万円以上の老齢基礎年金を受給されており、町県民税が課税される方

#### ○対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等の合計額に応じた税額が天引き（特別徴収）の対象となります。

## 国民健康保険税の納期の変更について

国民健康保険税の普通徴収（口座振替や納付書で納める方法）の納期が、年12回から年9回に変更となります。**（年税額の変更ではありません。）**今までは、4月の仮算定と7月の本算定の2回に分けて、納税通知書をお送りしていましたが、平成21年度から、前年の所得等が確定した7月に、本算定として納税通知書をお送りいたします。

なお、特別徴収（年金からの天引きで納める方法）の該当者については、仮徴収（4、6、8月の年金から天引き）、本徴収（10月、12月、2月の年金から天引き）が行われます。

平成21年度以降（変更後）

|     | 期 別                             | 納 期 限  |
|-----|---------------------------------|--------|
| 4月  | ※保険税の納付はありません。<br>(納期がなくなりました。) |        |
| 5月  |                                 |        |
| 6月  |                                 |        |
| 7月  | 1期（本算定）                         | 7月31日  |
| 8月  | 2期（〃）                           | 8月31日  |
| 9月  | 3期（〃）                           | 9月30日  |
| 10月 | 4期（〃）                           | 10月31日 |
| 11月 | 5期（〃）                           | 11月30日 |
| 12月 | 6期（〃）                           | 12月25日 |
| 1月  | 7期（〃）                           | 1月31日  |
| 2月  | 8期（〃）                           | 2月末日   |
| 3月  | 9期（〃）                           | 3月31日  |

※納期限日が土・日曜日、祝日等に該当する場合は、翌日になります。 【財政課】



## ○町税等の納期限のお知らせ○

| 税 目        | 期 別  | 納 期 限      |
|------------|------|------------|
| 国民健康保険税    | 第12期 | 平成21年3月31日 |
| 介護保険料      | 第12期 |            |
| 後期高齢者医療保険料 | 第9期  |            |

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。 【財政課】

## 『住民の健康のために』

### 明神診療所 森田医師表彰受ける

明神診療所の森田裕司医師が、地域の保健福祉事業に積極的に関与し地域包括ケアシステムの推進に功績があったとして、平成20年度全国国民健康保険診療施設協議会会長表彰を受けました。

森田医師は大阪市内の勤務医を経て、昭和62年に明神診療所に着任以来、山間地である当地域の住民の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い、地域医療の向上及び福祉の増進

を包括的に支援しています。また、中核医療機関との連携を密にし、地域住民が安心して医療を受診できるように努めています。

森田医師は、表彰の場で『地域住民が喜んでくれる医療の実践と積極的な往診を行ってきました。その中で一番嬉しかったのは、「先生、私が死ぬまでおつてや。」と住民の方から言われたことでした。その言葉と今回の表彰を励みにして、これからも住民の健康のため

めに努めてまいりたいと思います。』と表彰者67名を代表して、謝辞を述べました。



表彰を受ける森田医師(右)

【住民福祉課】

## 遊休農地の長期活用を支援します

休耕地や柚子園等を借り受けて、長期的な農業経営を行う担い手等に対して、補助金を交付いたします。

### ①交付対象者

6年以上の維持管理をおこなう農業者等

### ②交付対象要件

農業振興地域農用地区域内の樹園地(柚子等)又

は、永年生作物(しきみ・千両等)を生産する農地(10a以上)を6年以上借りて維持管理すること

### ③補助金単価

10a(1反)当り2万円(初年度のみ)

※申込期限

平成21年3月20日

※その他詳しい事は、お問い合わせ下さい。

【産業振興課】



## 『ねんきん定期便』

### 平成21年4月から送付

平成21年4月より、被保険者の皆様に、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報をお知らせし、『ねんきん定期便』を送付する予定です。

### ○送付対象の方

国民年金、厚生年金の被

保険者

### ○実施時期

平成21年4月

### ○送付周期

毎年の誕生日

### ○内容

#### 21年度

①年金加入期間(加入月数・納付済月数等)

②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。

50歳以上の方には、『ねんきん定期便』作成時点

の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。なお、既に年金

受給中(金額停止中含む)の方には年金見込額

は通知しません。

③保険料の納付額(被保険者負担分累計)

④年金加入履歴(加入制度、事業所名、被保険者資格取得・喪失年月日等)

⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)

#### 22年度以降

①②③について、更新し通知します。また、⑤及び⑥について、直近1年分を通知します。

・節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知します。

問い合わせ先

田辺社会保険事務所

(07391241043)

2)

【住民福祉課】